

ID: 67

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	利用の許可
<b>例規名 根拠条項</b>	村田町立学校施設の開放に関する規則 第5条
<b>例規番号</b>	昭和58年教育委員会規則第1号
<p><b>【基準】</b></p> <p>第4条から第6条まで及び暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条の規定による。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第4条 学校施設の開放は、次の各号のいずれかに該当する団体で、責任者の明確なものに限り許可するものとする。</p> <p>(1) 町内の社会教育関係団体</p> <p>(2) 一般町民及び町内企業のスポーツ団体</p> <p>(3) 町の機関</p> <p>(4) 町又は教育委員会が育成、指導している町内の団体</p> <p>(5) その他教育委員会が認めた団体</p> <p>(利用の手続)</p> <p>第5条 開放施設を利用しようとする者は、学校施設使用許可申請書により、利用希望日の7日以前に教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。</p> <p>(利用の禁止)</p> <p>第6条 開放施設の利用者(以下「利用者」という。)が次の各号に該当する場合は、その利用を認めないものとする。</p> <p>(1) 政治的活動のための利用</p> <p>(2) 宗教的活動のための利用</p> <p>(3) 営利を目的とするための利用</p> <p>(使用等の制限)</p> <p>第3条 公の施設の使用等をする者は、暴力団の利益となる使用等をしてはならない。</p> <p>2 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可の申請があった場合において、当該申請に係る公の施設の使用等が前項の使用等に該当すると認めるときは、その許可をしてはならない。</p> <p>3 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可をした場合において、当該許可に係る公の施設の使用等が第1項の使用等に該当することが明らかになったときは、当該許可を取り消し、又は当該許可に係る公の施設の使用等の停止を命ずるものとする。この場合において、当該使用等をする者に損害が生じることがあっても、使用等許可権者はその責めを負わないものとする。</p>	
<b>標準処理期間</b>	5日
<b>備考</b>	

<b>設定年月日</b>	令和3年4月2日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日